

2023年3月に卒業・修了を予定している 外国人留学生の皆さんへ

多摩美術大学 国際交流センター

本学を卒業・修了し、日本を離れる前にやらなければならないことについてお知らせします。この手続きをしないと、帰国後にトラブルが発生する可能性がありますので、十分気を付けてください。卒業・修了後、在留期限内でも、在留資格「留学」のまま日本に在留することは不法行為です。不法残留は強制送還の対象となり、今後日本への入国ができなくなることもあります。また、本学外国人留学生への入国審査が厳しくなり、後輩に迷惑をかけることとなります。就職等で日本国内に継続して住む方以外は、すぐに帰国してください。

I. 各種手続きについて

【1】 現住所の役所での手続き

1. 住民登録の解除 2. 国民健康保険証の返納／精算 3. 国民年金の資格喪失手続き
(※20歳以上の方のみ)

【2】 郵便局への転居届け

【3】 宿舍、電気、ガス、水道、携帯電話などの解約・精算

現在借りている家を退出する日が決まったら、電気・ガス・水道料金の解約と精算をしてください。※携帯電話などの解約手続きと精算も忘れずに。

【4】 粗大ゴミなどの処理

部屋の清掃後、ゴミは所定の日在所定の場所に捨ててください。特に粗大ゴミの始末はきちんと行ってください。また、リサイクル料金が必要なエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機やパソコンの廃棄には十分注意してください。

【5】 銀行口座の解約

悪用されないために、日本の銀行口座は必ず解約してください。

※銀行口座を知人等に売ってはいけません。 詐欺に利用され犯罪に巻き込まれる可能性があります。

【6】 在留カードの返納

卒業後14日以内に『活動機関に関する届出（参考様式1の2【離脱】）』を作成し、住んでいるところの出入国在留管理庁（入管）の窓口に出すか、郵送、もしくは、入国管理局電子届出システムを利用して、インターネットにより届出を行うことができます。「在留カード」は出国する空港などで返納してください。

【提出先】 〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30 出入国在留管理庁 在留管理情報部門

※封筒表面に朱書きで「**届出書在中**」と書いてください。

II. 卒業・修了後、就職等で日本国内にとどまる方へ

A 卒業・修了までに日本国内での就職内定を受けた場合

在留資格「留学」から、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更許可申請手続きが必要です。内定先企業と相談・確認のうえ、申請してください。

B 就職活動を日本国内で継続したい場合（研究生終了者は対象外）

在留資格「留学」から、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請手続きが必要です。各自で必要書類をそろえ、出入国在留管理庁にて申請してください。

<参考> 申請書類 ※詳細は出入国在留管理庁へ確認

■ 大学発行：卒業・修了証明書 (※1)

在籍した大学による就職活動継続に関する推薦状 (※2)

■ その他：経費支弁能力を証明する文書(預金残高証明書等)

パスポート、在留カード、在留資格変更許可申請書、就職活動を行っていることがわかる書類(就職活動記録、選考結果通知書など)

(※1) 証明書発行について

学位授与式前日まで

(申し込み先)

八王子：本部棟2階 証明書発行機にて即日発行可能 / 上野毛：美術学部事務室 窓口にて即日発行可能
(発行できるもの)

「在学証明書」、「卒業見込証明書(学部生)」、「修了見込証明書(大学院生)」、「成績証明書(昨年度までのもの)」、「健康診断証明書」

学位授与式当日以降

学位授与式当日に次の和文証明書を学位記と一緒にお渡しします。

- ◆ 「卒業証明書(学部卒業生)」あるいは「修了証明書(大学院修了生)」1通
- ◆ 「成績証明書(今年度含む)」1通

1通以上必要な場合は学位記授与式の1週間前までに事前申し込みをすれば学位授与式当日に受け取りができます。

(申し込み先)

八王子：本部棟2階 教務課窓口 / 上野毛：美術学部事務室 窓口

その後は原則、発行までに3日程度要する場合があります。詳細は以下ホームページをご確認ください。

<http://www.tamabi.ac.jp/kyoumu/syoumeisyo/hakkou.html>

(※2) 【特定活動ビザ用の推薦状発行を申請できる者・方法】

1. タマキャリに登録しており外国人留学生就職ガイダンスに出席した者
2. 卒業よりも前から就職活動をしていて卒業後も継続して就職活動をする者
3. キャリアセンターで面談し、卒業後も毎月就職活動を報告できる者(面談では現在までの就活状況、今後どのように就活するかを確認します。)

面談予約：タマキャリからキャリア相談(「M room」)を予約する 面談期間：2/28～3/15

面談に必要なもの：①就職活動の経過を客観的に証明する資料 ②在留カード

①は応募した会社で面接など採用試験の結果、不合格となったことが判断できるもの

「応募した会社名」「学生本人の名前」「日付」の記載が必須です。

説明会への参加、エントリーしただけでは推薦状の発行できません。

説明会 → エントリー → 筆記試験など → 面接 → 合否結果(最低5社以上)

書類不備等がある場合は、推薦状発行に日数を要することや、推薦状を発行できないこともありますので、日程に余裕をもって申請してください。なお、書類を偽造したときはすべての処理を取り消します。

※「特定活動」の在留資格を希望する方は必ず期間中に面談を行ってください。

それ以降の面談は行いません。

【発行場所】八王子キャリアセンター：本部棟1階 Tel:042-679-5608 job@tamabi.ac.jp

以上